

昭島市地域防災計画(案)(新旧対照表)に係るパブリックコメント実施結果

No	該当 ページ	該当項目	意見の要旨	防災会議の考え
1	2-1-4	第1章 災害に強く 安全に暮ら せるまちづ くり 第2節 安全に暮ら せるまちづ くり 6 オープン スペースの 確保 (2) 農地の 確保	雨水涵養力が大きく、河川へ の雨水の流入緩和にも役立つこ とから生産緑地に限らず被災時 のオープンスペース、あるいは ビニールハウスの避難所転用の 可能性もあるので協定して確保 面積をふやしてください。	事務局を通じまして、主管課へ 情報提供させていただきます。 生産緑地などの農地について は、一時避難場所としても考えら れることから関係部署と検討して まいります。
2	2-2-1	第2章 安全な交通ネ ットワークと災害 に強いライフライン等の確保 第1節 基本的考え 方 1 現状 (1) 道路等 の整備状況 について	避難路となるような幹線道路 の安全を確保するため無電柱化 を促進してください。	事務局を通じまして、関係部署 と検討してまいります。
3	2-3-1	第2部 災害予防計画 第3章 地域防災力の 向上 第1節 基本的考え 方 2 課題 (2) 地域に	「市内の自主防災組織は●組 織あるが、加入率は半数を下回 り、・・・」とあります。 自主防災組織イコール自治会 と理解しているが、自治連では、 「2019 年度は、加入率が 35%を 割り込むと予想される」(自治連 ホームページより)としている。 したがって「加入率は半数を 下回り」という表現は間違っ てはいないものの切迫感に乏しい	ご指摘のとおり、「市内の自主 防災組織は●組織あるが、加入率 は半数を下回り、・・・」を、「市 内の自主防災組織は●組織ある が、加入率は●%（令和●年度 末）であり、・・・ 」とします。

		おける共助	と思われる。 3 自主防災組織の拡大（2-3-11）に記載されている「●%（令和●年度末）」の数値と整合させることが望ましいと思う。	
4	2-3-4	第3章 地域防災力の向上 第2節 自助による市民の防災力の向上 3 防災教育・防災訓練の充実	特に中学生・高校生も参加した防災訓練や避難所開設運営訓練に積極的に取り組んでください。そうした活動から防災リーダーの養成がすすむのではないかと考えます。	市で年一回行っている総合防災訓練では、会場付近の中学校や都立高校の生徒が参加しております。今後も、引き続き推進するよう働きかけてまいります。
5	2-3-9	第3節 地域による共助の推進 2 自主防災組織	自治会を主体として結成されているのが現状と認識していますが、高齢化が進んでおり、あらたな加入者が増える状況にはありません。多様な組織の形成も支援し、その団体と連携していくなど柔軟な考え方をもち組織形成を支援してください。また、自主防災組織はその地域の全住民を対象とすることを徹底してください。	自主防災組織は、「自分たちのまちは、自分たちで守る」という方針に基づいているため、自治会以外の地域住民で組織する団体でも組織化することは可能なので、防災組織づくりを推進してまいります。
6	2-3-11	(2) 自主防災組織活動の充実	自主的な防災訓練に市の公園が使えるようにしてください。訓練を実施することで今後の備えについての検証ができ有効と考えます。 また、防災リーダーの育成とリーダーとなった市民同士、あるいは自主防災組織との情報共有を促進により市全体の防災力の向上につなげてください。	事務局を通じまして、関係部署と調整を図ってまいります。
7	2-8-1	第8章 避難者対策 第2節 避難体制の	避難行動要支援者への対応が確実にいえるよう当事者や家族の意向も聞きながら対応できるよう地域の協力体制を整えてく	事務局を通じまして、関係部署及び関係団体と調整を図ってまいります。

		整備 1 各機関 の役割	ださい。 特に風水害の予測される場合にははやめの対応をとれるように計画してください。	
8	2-8-4	第3節 避難所・避難 場所等の指 定と安全化	避難所のエリアについてあらかじめ周知を徹底してください。特に風水害の際には綿密に計画し、避難所に入れないことのないようにしてください。駐車場についても民間事業者と連携、確保し、風雨の中移動することのないようにしてください。また二次避難所をあらかじめ指定し、必要な方が直接避難できるようにしてください。また付き添いの家族への配慮もしてください。	避難所の場所については、平成28年度に全戸配布されたハザードマップに記載されており、事前に最寄りの避難所を確認し、そこに避難することとされております。なお、風水害時は、浸水想定区域等にある避難所は開設することができないことから、防災行政無線等にて、開設避難所の情報が随時発信されております。また、原則、避難は車両ではなく、徒歩で行うこととされていることから、風水害の場合、徒歩避難が可能な雨風の弱い時期に自主避難を含めた避難情報を発信するよう努めてまいります。 二次避難所につきましては、地域防災計画において事前に指定されております。また、すべての避難者は、原則一次避難所である学校避難所に避難し、そこで対応が不可能な避難者に対して、二次避難所を開設して移送等を行うこととされており、直接二次避難所に避難する（される）ことはございません。
9	2-8-5	第4節 避難所の管 理運営体制 の整備等 【市の対策 内容】	「・・・学校避難所運営委員会を設置し、円滑な避難所運営が行えるよう支援していくものとする。」とあります。 第4節以外にも、学校避難所運営委員会（以下委員会と略称する）について各所にその役割が記載されているが、現在、各学校における委員会の活動状況にはばらつきがあると聞いてい	ご指摘の点につきまして、市では、今年度末（若しくは来年度初め）に、全学校避難所運営委員会の正副委員長を対象に、各委員会の活動状況等を共有することを目的とした会合を実施し、ばらつきの平準化を図ることとしております。また、活動が停滞している委員会には、支援職員を増員する等の対応を行っており、今後も継続

			る。 市は全ての委員会の進捗状況を的確に把握し、遅れている委員会については、積極的な支援をお願いしたい。	していくこととしております。
10	2-9-4	第9章 物流・備蓄対策の推進 第3節 飲料水及び生活用水の確保	生活用水としてプールの水を想定していますが、雨水浸透機能を持った貯留槽の避難所への整備をしてください。また災害時に水を提供協力して下さる民間井戸の公表を早急にすすめてください。	事務局を通じて関係部署と検討してまいります。 また、災害時協力井戸の公表につきましては、現在、主管課で作業を行っております。
11	2-11-1	第11章 市民生活の早期再建対策 第1節 基本的考え方 1 現状	災害用トイレの備蓄について75人に1基を目安にした401が備蓄され大きく数を増やしたことは評価いたします。しかし、課題の中にも記載されていますが、想定されている<u>55,000人</u>の避難生活者のためには733基が必要であり、100%充足にはなっておりません。さらに国の基準では避難者50人に1基、国際的には20人に1基と言われております。一番待ったなしの排泄への対応にさらに力をいれたいです。たくさんあるマンホールトイレがどこに設置でき、器材はどこにあるのか、市民に分かるようにしてください。避難所でのトイレの設置については男女比、男女別、障害のある方や高齢の方への配慮がされるよう避難所運営委員会への周知も徹底してください。またトイレを明るく保つ照明の備蓄も拡充してください。 第3節のし尿処理等の想定避難所生活者は<u>30,000人</u>となっています。 課題での数に違いがあるのは	想定避難者数の<u>55,000人</u>につきましては、後段の<u>30,000人</u>が正しく、この度修正する予定です。よって、トイレの備蓄数は避難者75人当たり1基としているため、401基で充足率は100%となっております。 また、「75人」という値につきましては、「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」（平成28年内閣府）や、「マンホールトイレ整備・運用のためのガイドライン」（平成30年国土交通省）では、50人から100人とされていますが、その中で、阪神・淡路大震災時に苦情がほとんど来なかった数値として示されており、本市ではこれを採用いたしております。 マンホールトイレについては、地域防災計画の資料編に備蓄先を記載しております。また、各学校避難所運営委員会では、訓練等の機会を捉えて、設置可能なマンホールの位置の把握に努めております。 いずれにいたしましても、今後、災害時の仮設トイレの使用において、不具合が発生した場合、柔軟

			どうしてですか。統一すべきと考えます。	に検討してまいります。
12	2-12-3	第12章 要配慮者対策 第3節 要配慮者への備え	一次、二次避難所への人工呼吸器やモニター、吸引機等の医療ケア機器のための安定的な電源を確保できる蓄電池を配備してください。	市では、小中学校及び市立会館等避難所となる公共施設に対して、備蓄している非常用発電機等を配備することを検討しております。
13	3-7-8	第3部 震災応急・復旧対策計画 第7章 避難者対策 第2節 避難所の開設・管理運営	運営は学校避難所運営委員会が担うとありますが、完成しているとおききしている避難所運営マニュアルはまだまだ地域の市民に周知されていません。各地域での避難訓練などで共有を図ること、検証を続けていくことが自主防災力の向上につながります。市は働きかけを強化してください。また避難所運営の初動のためにだれにでもわかる状態になっているかの確認を行ってください。	学校避難所運営委員会は、自治会や自主防災組織が参画しており、参画されている皆様には、マニュアルが配布周知されております。また、市の総合防災訓練では、避難所運営訓練を実施しております。会場となる学校の避難所運営委員会が中心となり、自治会からの参加者も含めて訓練を行っております。
14	3-9-8	第9章 物流・備蓄対策 第6節 復旧対策 2 炊き出しの実施	自校式の給食調理場に都市ガスが止まってしまった場合でも調理が可能とするためにプロパンガスのバルク供給システムを導入してください。	事務局を通じて、関係部署と検討してまいります。
15	4-4-4	第4部 風水害計画 第4章 避難計画 第2節 避難の勧告及び指示等 2 避難勧告・指示の判断基準 【残堀川洪水に係る避	水位観測所は「昭和公園上（昭和記念公園内調節池上）」とありますが、昭和公園は東町にあり、昭和記念公園とは別物である。「国営昭和記念公園内調節池上」とすべきである。 また、新しく立川基地跡地にできた調節池には観測所はないのでしょうか。	残堀川の洪水危険による判断基準は、現在は残堀川調節池上流の「残堀池上」水位観測所及び下流の「残堀池下」水位観測所の水位情報によっていることから、「昭和公園上（昭和記念公園内調節池上）」を、「残堀池上、残堀池下」とし、所要の修正を行います。 また、ご指摘の調節池では、東京都建設局北多摩北部建設事務所により水位を監視しており、必要に応じて、市に情報提供していた

		難 勧 告 等 の 判断基準】		だいております。
16			避難勧告の中、「又は堤防の <u>以</u> <u>上</u> な漏水・・・」は、「又は堤防 の <u>異常</u> な漏水・・・」に修正。	ご指摘のとおり、修正します。